

## ● 「新・さっぽろ子ども未来プラン」の完成について

このたび、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間に取り組むべき子どもの権利の保障や子ども・子育て支援の方向性と具体的方策を示す「新・さっぽろ子ども未来プラン」が、パブリックコメントを経て完成しました。

このプランは、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を基本理念とし、平成 22 年 4 月に策定した「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」や平成 23 年 4 月に策定した「札幌市子どもの権利に関する推進計画」の取り組みを継続・発展するとともに、平成 27 年 4 月から開始となる「子ども・子育て支援新制度」の下、子どもの権利の保障や子ども・子育て支援の総合的な推進を図るものです。

札幌市では、未来を担う子どもたちのために、社会全体で子どもを豊かに育み、誰もが子育てしやすい環境を充実させていきます。

### 1 「新・さっぽろ子ども未来プラン」の概要について

#### (1) プランの体系

##### ① 基本理念

「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」

##### ② 基本目標

- ・基本目標 1 「子どもの権利を大切にす環境の充実」
- ・基本目標 2 「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」
- ・基本目標 3 「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」
- ・基本目標 4 「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」

#### (2) 策定の背景・位置付け・計画期間

##### ① 策定の背景

札幌市では「さっぽろ子ども未来プラン」（後期計画：平成 22 年度～平成 26 年度）や、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく「札幌市子どもの権利に関する推進計画」（平成 23 年度～平成 26 年度）を策定し、子どもの権利保障や子ども・子育て支援を行ってきた。

しかし、依然として存在する児童虐待やいじめ・不登校などの子どもの権利侵害や認可保育所の待機児童の問題のほか、合計特殊出生率は常に全国平均を下回っており、少子化の進行は、子どもと子育て家庭を含む市民の生活に大きな影響を及ぼすものと予測される。

また、国の「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」について、市民が安心して制度を利用できるよう、円滑な制度の実施が必要となる。

これらのことから、「札幌市子どもの権利に関する推進計画」の第 2 次計画と子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」を新たに策定し、平成 27 年度以降に取り組むべき子どもの権利の保障や子ども・子育て支援の方向性と具体的方策を示すこととした。

## <参考>

- ・児童虐待認定件数（平成 25 年度）：児童相談所 402 件、区役所 251 件
- ・認可保育所待機児童数（平成 26 年 4 月）：323 人
- ・合計特殊出生率※（平成 25 年）：札幌市 1.14、全国 1.43

※ 15 歳～49 歳の女性の年齢別出生率の合計。1 人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当。

### ② 位置付け

平成 25 年に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする子ども施策分野の個別計画と位置付ける。

### ③ 計画期間

平成 27 年度～平成 31 年度（5 年間）

## (3) 目標達成に向けた主な取り組み

### ① 基本目標 1「子どもの権利を大切にす環境の充実」

- ・啓発活動の充実【新規】

就学前や小学校低学年の子どもの保護者を対象に、絵本などを活用した啓発活動を行う。

### ② 基本目標 2「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」

- ・利用者支援事業【新規】

区役所・ちあふる等の拠点において、子育て相談などにより、個別の子育て家庭のニーズを把握した適切な施設・事業等の利用を支援する。

### ③ 基本目標 3「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」

- ・「子どもの体験活動の場」事業【新規】

多様な体験活動の機会を子どもに提供するため、旧真駒内緑小学校跡施設（愛称：まこまる）を活用して、子どもが自主的に様々な体験活動を行うことができる場を整備する。

### ④ 基本目標 4「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」

- ・家庭的な養育環境の整備【拡充】

社会的養護が必要な子どもへ家庭的な養育環境を提供するため、里親委託を推進するほか、児童養護施設の小規模化およびグループホームの設置を進める。

※ このほか、子ども・子育て支援新制度の実施に向け、計画期間内における「教育・保育」（幼稚園・保育所など）と「地域子ども・子育て支援事業」（一時預かり事業など）の「量の見込み」と「提供体制の確保の内容およびその実施時期」を定めた「需給計画」を掲載。

## (4) プランの推進体制

取り組みの進捗状況に加え、市民の視点に立った「成果指標」（プランの目標達成を図る指標）を設定し、市民アンケートの実施などにより実績値を把握する。

また、札幌市の附属機関（子育て当事者・有識者などで構成）である「札幌市子ども・子育て会議」や「札幌市子どもの権利委員会」のほか、庁内の「札幌市子どもの権利総合推進本部」において、毎年度の点検・評価を行い、必要に応じてプランの修正を行う。

## 2 冊子の配布について

(1) 配布開始日

平成 27 年 4 月 20 日（月）

(2) 配布場所

- ・子ども未来局子ども育成部子ども企画課
- ・市本庁舎 1 階ロビー
- ・市政刊行物コーナー（市本庁舎 2 階）
- ・各区役所総務企画課
- ・各まちづくりセンター など

※ 概要版および本書は 4 月 13 日（本日）からホームページ(<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomokeikaku.html>) でも公表。

## 3 パブリックコメントの結果概要

(1) 実施時期

平成 27 年 1 月 28 日～2 月 26 日（30 日間）

(2) パブリックコメント（大人）

意見提出者数：176 人（団体 2 を含む）、意見件数：444 件

(3) キッズコメント（子ども）

意見提出者数：751 人、意見件数：1,080 件

(4) パブリックコメント・キッズコメントに基づく修正カ所

8 カ所

問い合わせ先

子ども未来局子ども育成部子ども企画課 浜部、湯川

電話 211-2982